

## 伊豆市監査委員告示第 8 号

平成 25 年 12 月 18 日付けで受け付けた伊豆市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成 26 年 1 月 29 日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 三田 忠男

### 第 1 請求人

静岡県伊豆市佐野 1 2 4 番地の 7 杉本 忠義

静岡県伊豆市上船原 2 0 2 番地の 2 鈴木 初司

### 第 2 監査の請求

#### 1 請求書の受付

平成 25 年 12 月 18 日 伊豆市職員措置請求書（以下「請求書」という。）受付

#### 2 請求の内容

##### 伊豆市職員措置請求書（原文による）

#### 1 請求の要旨

伊豆市長は、一般社団法人伊豆市観光協会を指定管理者とする伊豆市天城会館の一部の施設、すなわち天城ミュージアムの管理に関する業務を行わせるため、同法人に指定管理料として、平成 23 年度に 929 万 6 千円、平成 24 年度に 2,380 万 5 千円、平成 25 年度は 10 月までに 1,665 万 5 千円を支出した。

この指定管理料の積算根拠として、「天城会館展示運營業務委託料積算表」なるものが伊豆市から情報開示されたが、この文書の作成者は不明であり、さらにその内容は、虚偽の事実を列挙し、悪質性の高い明らかな矛盾で構成されている。

また、指定管理者である伊豆市観光協会代表理事 小森泰信氏は、伊豆市長あてに平成 24 年 5 月 31 日に「天城会館に関する平成 23 年度事業の報告について」、平成 25 年 5 月 31 日に「天城会館に関する平成 24 年度事業の報告について」ということで、それぞれ「事業報告書」及び「決算書」を提出しているが、公の施設の指定管理ということに鑑みれば、入場料、物販収入の欠落等著しく不備な報告書といわざるを得ない。

伊豆市観光協会による違法、不当な指定管理料申請に係るこれらの手続きは、伊豆市天城会館の管理運営に関する基本協定書第 20 条に該当する事由であるにも関わらず、伊豆市長は指定を取り消しておらず、また、同協定書第 21 条に規定されている損害の賠償をさせていない。よって伊豆市長は、伊豆市観光協会に対し、指定管理料の交付の決定を取り消し、交付済み指

定管理料を返還させるよう求める。また、平成 23 年度及び平成 24 年度天城会館展示運営業務委託料決算書が市へ提出されていないのは、市長の明らかな監督不行き届きであり、この怠る事実の是正を合わせて求める。

伊豆市観光協会への指定管理料の支出が違法、不当である理由

- I 天城会館展示運営業務委託料決算の明細書が未提出
  - II 天城会館展示運営業務委託料積算表の内容の殆どが理解不能
  - III 天城会館収支決算書の記載内容は、不明点が多い
  - IV 主要管理業務の再委託は、違法行為である
  - V 天城会館条例の致命的欠陥
  - VI 第三者が利用料金を収受することは違法
- ※ 上記、「伊豆市観光協会への指定管理料の支出が違法、不当である理由」の I から VI は請求の要旨の説明のため原文掲載省略

## まとめ

これまで伊豆市観光協会への指定管理料の支出について、不明点、不当・違法行為等を指摘してきたが、一番の問題点は伊豆市観光協会から有限会社フィガロへ再委託した際の委託料決算の細目、金額が示されていないという事実である。

請求人は、平成 25 年 11 月 14 日に伊豆市長に対し「天城会館指定管理料の領収書等の関係書類、展示場の入場料及び物販収入の明細と展示委託先への金額と期間の明細」について、公文書開示請求をしたところ、市からは「文書不存在のため非開示とする。」とのゼロ回答であった。この文書不存在ということは、市当局は天城ミュージアムの収支計算を何も把握していないということで、伊豆市観光協会から請求されるがまま指定管理料の積算の調査も検証もせず全額前払いしているということになる。

そして、その収支決算の細目ごとの決算額及びその根拠を明らかにしていないのは、市民から見れば到底理解できない行為である。これでは、市民の税金その他から賄った今までに支払われた指定管理料合計 4,975 万 6 千円が何に使われたか全く分からず、誰かが不正に巨額の利益を得ていることも十分考えられる。これは、伊豆市民による市政の信託に対する重大な挑戦であり、善良な市民の怒りは、その頂点に達しようとしている。請求人は、市民のこうむった損失を速やかに補てんさせ、財務会計上の怠る事実の是正を求めべく、本請求に至った次第である。

## 2 請求者

住所 伊豆市佐野 1 2 4 - 7

職業 無職

氏名 杉本 忠義

住所 伊豆市上船原 2 0 2 - 2

職業 会社役員

氏名 鈴木 初司

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 25 年 12 月 18 日

伊豆市監査委員 様

#### 事実証明書

- ① 天城会館の管理に関する業務の収支予算書（平成 23 年 8 月 10 日開催の市指定管理者審査会資料）
- ② 伊豆市天城会館の管理運営に関する基本協定書
- ③ 天城会館指定管理者年度協定書
- ④ 天城会館に関する平成 23 年度事業の報告について
- ⑤ 天城会館に関する平成 24 年度事業の報告について
- ⑥ 天城会館指定管理者業務仕様書
- ⑦ 平成 23 年度及び 24 年度天城会館指定管理料の算定積算根拠を示す書類
- ⑧ 平成 25 年度天城会館指定管理料に係る算定積算の詳細
- ⑨ 平成 23 年度及び平成 24 年度天城会館指定管理料の支払いに係る、その支出先、金額及び年月日を示す書類
- ⑩ 伊豆市天城会館条例及び伊豆市天城会館条例施行規則
- ⑪ 平成 23 年度及び平成 24 年度天城会館事業計画書

### 3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が自治法第 242 条の要件に適合しているか否かについて審査を行った。

本件措置請求は財務会計行為に係るものであり、自治法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、平成 25 年 12 月 26 日に受理することを決定した。

## 第 3 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の要旨を次のように解した。

#### (1) 請求の対象とすべき行為

伊豆市長は、一般社団法人伊豆市観光協会（以下「観光協会」という。）を指定管理者とする伊豆市天城会館の一部の施設の管理に関する業務委託を、伊豆市天城会館の管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）及び、天城会館指定管理者年度協定書（以下「年度協定書」という。）に基づき締結しているが、観光協会が有限会社フィガロ（以下「フィガロ」という。）に事業委託している天城ミュージアムの管理に関する業務内容が不透明である。これは、協定書第 20 条に該当する事由であるにもかかわらず、伊豆市長は指定を取り消しておらず、協定書第 21 条に規定されている損害の賠償をさせていない。また、観光協会が事業委託しているフィガロの平成 23 年度及び、平成 24 年度天城会館展示運営業務委託決算書が市へ提出されていないのは、市長の明らかな監督不行き届きである。

## (2) 違法又は不当であるとする理由又は根拠

- ① 平成 25 年 3 月 31 日に「天城会館に関する平成 24 年度事業の報告について」の事業報告書及び決算書が提出されているが、公の施設の指定管理であることに鑑み、入場料、物販収入の欠落等、著しく不備な報告書である。
- ② 観光協会からフィガロへ事業委託した際の委託料決算の細目、金額が示されていないという事実。
- ③ 平成 25 年 11 月 14 日、伊豆市長に対し「天城会館指定管理料の領収書等の関係書類、展示場の入場料及び物販収入の明細と展示委託先への金額と期間の明細」について公文書開示請求をしたが、「文書不存在のため非開示とする。」との回答であった。これは、市当局が天城ミュージアムの収支計算を把握せず、観光協会から請求されるままに調査・検証をせず指定管理料を全額前払いしていることになる。

## (3) 監査対象行為に関して講ずべき必要な措置

- ① 伊豆市長は、観光協会に対し、指定管理料の交付の決定を取り消し、交付済み指定管理料を返還させる。
- ② 天城会館展示運營業務委託決算書が市へ提出されていないのは、市長の明らかな監督不行き届きであり、この怠る事実の是正を求める。

## 2 監査対象機関

観光経済部 産業振興課

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述（要旨）

請求人に対して自治法第 242 条第 6 項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成 26 年 1 月 10 日に別記資料を提示の上、次のような陳述を行った。

- ① 天城会館展示運營業務委託料積算表及び平成 25 年度天城会館収支予算書・事業収支計画の資料作成者が不明である。
- ② 平成 23 年度及び平成 24 年度天城会館指定管理料の算定積算根拠を示す書類及び、平成 25 年度天城会館指定管理料に係る算定積算の明細に対応した決算書の提出がない。天城会館に関する平成 24 年度事業報告の最終ページにある平成 24 年度天城会館収支決算があるのみ。
- ③ 展示入場料収入はフィガロが収入していると思われるが、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に違反している。
- ④ 物販事業は、市が指定管理させている事業ではないのか。フィガロが収入しているのは天城会館条例第 14 条第 1 項の別表第 2 から違法である。
- ⑤ 天城会館展示運營業務委託料積算表（以下「積算表」という。）の備品購入費及び減価償却費の設定が不明である。フィガロが購入したものは観光協会の決算には反映されない。
- ⑥ 積算表の F A X ・ コピー借上料及び有線放送聴取料とは何を指しているのか。
- ⑦ 上下水道料は市が支払っているのに観光協会の支出に掲載することはおかしい。
- ⑧ 指定管理で一般管理費が掲載されることはおかしい。
- ⑨ フィガロに正式な委託をしているのか不明である。

上記「事実証明書」以外に当日追加された資料

- ① 平成 24 年伊豆市議会会議録第 3 回（9 月）定例会（一般質問抜粋）
- ② 天城会館の指定管理の業務に係る備品台帳
- ③ 平成 25 年度天城会館指定管理料の支払いに係る支出命令票

#### 4 監査対象機関の意見書の提出及び陳述

監査対象機関は平成 26 年 1 月 7 日付けで意見書を提出し、自治法第 242 条第 7 項の規定により平成 26 年 1 月 10 日に陳述を行った。

陳述には自治法第 242 条第 7 項の規定により請求人の立会いを認め、請求人及び傍聴人が立ち会った。

陳述では、意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

伊豆市長に対する措置請求に対する意見書（原文による。甲は伊豆市、乙は観光協会、◎は陳述）

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき、その他乙の責めに帰すべき事由により業務を継続できないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が第 7 条（事業報告書の提出）及び第 8 条（業務状況の報告等）の規定による報告を求め、又調査に応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を妨げたとき。

◎ 平成 23 年度、平成 24 年度事業報告書は期日までに提出され、天城会館管理運営事業報告書内容に虚偽は無いと認めます。又、報告書提出後決算書内容について、市の担当者が指定管理料の検査を実施し、天城会館指定管理者年度協定に基づき関係する帳簿書類等を確認しております。よって、調査に応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を妨げた事実はございません。

(2) 乙が第 8 条の規定による指示に従わないとき。

◎ 天城会館を活用した地域振興を指示しているが、紙面をもって指示を行うべき改善事項は現時点では生じておりません。

(3) 乙が協定、及び関係法令等の条項に違反したとき。

◎ 伊豆市観光協会が、指定管理者として規定する協定・関係法令等の条項への違反がある事実は、認められません。

(4) 乙が前条第 1 項の規定による改善を期間内にすることができなかったとき。

◎ そもそも業務の継続が困難な状況とは認められないため、改善策等、該当がありません。

(5) 乙が業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

◎ 上記のとおり、困難な状況とは認められません。

(6) その他乙に業務を行わせておくことが適当でない認められるとき。

◎ 該当する事案が無い場合、業務実施は適当と考えます。

第21条 乙は業務の実施にあたり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

◎ 第1項に規定する賠償を要する損害について、施設、設備の損傷を含め、指定管理者による伊豆市への損害は生じておらず、該当はありません。

2項 乙は前条第1項の規定により指定の取消し等を受けた場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

◎ 指定管理者として、伊豆市に損害を与える状況もなく、現在も取消されていないことから損害を賠償する責任もありません。

3項 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

◎ 前2項に該当する事実がないことから、協議する必要はありません。

4項 乙は業務の実施にあたり、利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。

◎ 損害の発生が生じておらず、該当はありません。

#### 意見書に対する監査委員の質疑の口頭陳述内容（概要記載、■は質疑、◎は陳述部分）

■ 監査委員は提出された追加資料の説明を要求した。

◎ 年度協定に基づき担当者が指定管理の検査を実施しました。実施日につきましては6月10日です。その検査した内容の資料を提出してありますが、この検査は、市と指定管理の契約を締結している観光協会の経理及び観光協会に対し、フィガロから提出された金額の算出根拠についての検査になります。検査の実施内容につきましては、観光協会の自主事業として実施されておりますので、まず、提出資料にあります総会の資料（平成25年5月29日、午後2時から実施）の中の自主事業として事業報告がなされ、尚且つ、平成24年度の観光協会の事業報告に記載され、その後に監事2名による監査を受け、総会の議決がなされていることを確認いたしました。

その後、我々は観光協会とフィガロ関係の元帳、現金出納簿についての調査に入りました。これにつきましても提出してありますが、市への報告事項で2点ほど若干違うところがありましたが、これは年度協定書第6条の中で欠損を生じた場合であっても、市はてん補の責を負わないとありますので、確認数値がマイナスになっていることによるものです。また、元帳の検査も合わせて行いました。

尚且つ、本来は我々の範疇の決算報告ではありませんが、フィガロから観光協会へ報告するもの、いわゆる決算データが届けられておりますので、24年度の決算数値の検査を実施し、こ

の一連の資料をもって検査を終了しました。なお、提出しております平成 24 年度天城ミュージアム業務委託決算明細につきましても合わせて見させていただきました。これは、観光協会とフィガロとの間の決算書になります。

■ フィガロの決算書を徴取する義務は市にありますか。

◎ あくまでも市は観光協会との契約になります。従って、観光協会に検査に入った時に参考資料として確認しました。本日は住民監査請求ということで観光協会に許可を得て写しを提出しました。

■ 提出された平成 24 年度指定管理検査調書について、具体的にお願いします。

◎ 平成 25 年 5 月 31 日に観光協会より伊豆市長宛に天城会館に関する平成 24 年度事業報告が提出されました。お手元にあるかと思いますが、これに対する指定管理料の検査を 6 月 10 日に実施しました。基本的には、私（産業振興課長）と担当が行いました。これは、観光協会と伊豆市との現金の出し入れの元帳検査が基本になります。元帳につきましては、先ほど報告しましたが、写しとして提出してある資料となります。市の支出している金額より多くの支出がありますが、年度協定により欠損の補てんはしないことになっておりますので、その点も確認いたしました。尚且つ、本事業は総会で報告がなされ、観光協会の全体の決算に反映されていることを確認するために総会の資料を検査しました。

また、フィガロから観光協会に提出されている事業報告書も確認しましたが、今回につきましては写しということで提供を受け、資料として提出してあります。この 3 点の資料（平成 24 年度天城ミュージアム展示運営業務委託に係る決算明細書（以下、「決算明細書」という。）、有限会社フィガロ決算報告書、総勘定元帳）については、伊豆市への報告の際の添付資料としては、なされておられません。

■ 平成 24 年度伊豆市天城会館管理運営事業報告書の最終ページに平成 24 年度天城会館収支決算がありますが、その確認資料としてフィガロの決算明細書が入手できたということですか。

◎ 検査の時に一連の資料は確認しています。しかし、市へ提出する義務のある資料ではありませんので、今回は写しの提出を求めました。

■ 今回の請求人の請求要旨には、天城会館展示運営に係る明細が分からない。また、入場料、物販収入の欠落等著しく不備な報告書であるとありますが、ここに写しとして提出されている詳細資料は外部に出すことはできないということですか。

◎ できないと言うよりも必要がないということです。これは行政執行権の解釈になるかと思われませんが、細かな明細のところは確認にとどめているということになります。

■ 今回フィガロの写しを受け取りましたが、市が内容のチェック又はフィガロとの交渉等を行っていますか。

◎ あくまでも観光協会に提出されたもので、フィガロとの面談等はありません。

■ 積算表と指定管理料の整合性をどのように考えていますか。

◎ 前年の11月までに翌年度の予算要求の資料として事業計画を提出することになっています。それに添付された積算表になります。あくまでも予算基礎としての積算表ですので、決算との間では当然相違はあります。そこで、総体の金額の中で変動が生ずることから、市では決算の内容を重視しています。

■ 指定管理をする際の指定管理料の決定の方法は、何を根拠に算出しているのか。

◎ 指定管理の場合には色々なパターンがありますが、今回の決定に当たっては、まず、自主事業が主体になります。これは、天城会館を指定管理に移行する際の条例改正、指定管理者の指定が議会の議論でもありましたが、当局の答弁としては、自主事業であっても総額から入場料金を差し引いた額を指定管理料として算出したものである旨の説明をして議決いただいておりますので、天城会館については以上の経緯で積算しています。また、経費についても予算要求の段階ですのでアバウトな部分があります。そこで、決算の内容を重視することになります。尚且つ、市の支出を担保するために負の責を負わないものとして協定を締結しております。

■ 積算根拠の各項目というのは、施設ごとに統一されたものはないと解釈してよろしいか。

◎ その通りです。天城会館はランニングコストがある程度積算できたものですから、それをベースに算出したものです。

■ 検査をした時の視点は、基本協定書や年度協定書をもとに各項目をチェックしてのものになりますか。

◎ 事業報告書が提出されていますので、どのような事業を実施したか。また、来場者数はどのように推移したか。さらに、一番重視するのは歳入歳出の部分がしっかりとされているかを基本に、元帳、観光協会の総会資料、フィガロから観光協会に提出されている資料を基に、現金関係を中心に検査しています。

■ 年度協定にある利用者モニタリングは実施していますか。

◎ モニタリング調査は日々の業務の中で実施しており、日報で確認しています。

■ 現金の出納を基本に検査していますが、例えば地元協力費や備品購入費など、予算と決算に差異があるような場合のチェックはしていないと解釈してよろしいか。

◎ 備品については、従来、天城会館にあった備品の管理は観光協会との間で協定に基づき管理を委託しています。なお、フィガロが事業開始当初に設置した什器関係の備品については、指定管理期間である平成27年3月末までの定額法で割り込んだ数値を減価償却分として計上しています。

その他、観光協会の総会の資料を重視していること。観光協会から提出された事業報告及び決算報告を重視していること。フィガロから観光協会に提出された決算明細書を重視していることを確認した。また、帳簿類の検査が行われていることを、提出された元帳の写しから確認した。

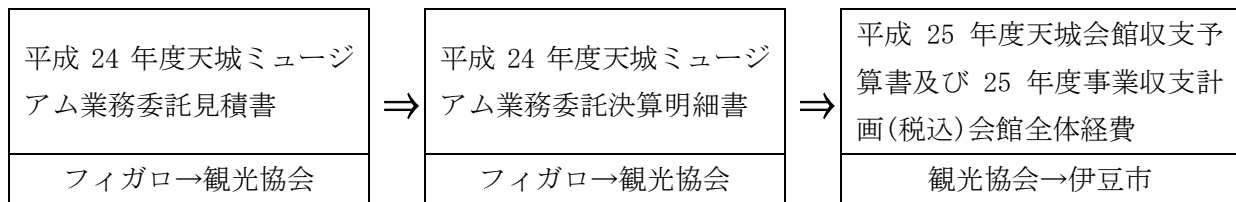


**提出資料**

- ① 一般社団法人伊豆市観光協会 平成 25 年度通常社員総会議案書
- ② 一般社団法人伊豆市観光協会 平成 24 年度指定管理料検査調書
- ③ 天城会館に関する平成 24 年度事業の報告について
- ④ 伊豆市観光協会決算報告書（第 2 期）平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
- ⑤ 平成 24 年度天城ミュージアム業務委託決算明細書
- ⑥ 有限会社フィガロ決算報告書（第 18 期）平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
- ⑦ 伊豆市観光協会総勘定元帳
- ⑧ 平成 24 年度天城ミュージアム展示運營業務委託業務委託契約書
- ⑨ 平成 24 年度天城ミュージアム展示運營業務委託業務仕様書
- ⑩ 平成 24 年度天城ミュージアム展示運營業務委託変更業務委託契約書
- ⑪ 平成 24 年度天城ミュージアム展示運營業務委託に係る協議書
- ⑫ 平成 24 年度天城ミュージアム展示運營業務委託業務変更理由書
- ⑬ 平成 24 年度天城ミュージアム広報業務委託業務委託契約書
- ⑭ 平成 24 年度天城ミュージアム広報業務委託業務仕様書
- ⑮ 業務内容条件書
- ⑯ 平成 24 年度天城ミュージアム広報業務委託変更業務委託契約書
- ⑰ 平成 24 年度天城ミュージアム広報業務委託業務変更理由書

## 第4 監査の結果

### 【天城ミュージアム展示運營業務委託料積算の流れ】



### 1 判断

以上の事実に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

- (1) 請求人は、平成 25 年 3 月 31 日に「天城会館に関する平成 24 年度事業の報告について」の事業報告書及び決算書が提出されているが、公の施設の指定管理であることに鑑み、入場料、物販収入の欠落等、著しく不備な報告書であるとしている。

一方当局は、観光協会の平成 24 年度指定管理料検査調書並びに、平成 24 年度天城ミュージアム展示運營業務委託に係る決算明細書(写)を提示し、説明した。

当局は、市と指定管理の契約を締結している観光協会から平成 25 年 5 月 31 日に「天城会館に関する平成 24 年度事業の報告について」の文書を收受し、同年 6 月 10 日に産業振興課長と担当者が観光協会との指定管理料に係る検査を実施している。その内容は、市と観光協会の現金の出納（既提出済みの総勘定元帳(写)を確認済み）、自主事業であるフィガロの天城ミュージアム展示運營業務委託に係る出納（既提出済みの平成 24 年度天城ミュージアム展示運營業務委託に係る決算明細書(写)及び有限会社フィガロ決算報告書(写)を確認済み)について資料を確認のうえ検査をしている。

なお、自主事業（天城ミュージアム展示運營業務）については、観光協会とフィガロとの契約（既提出済みの平成 24 年度天城ミュージアム展示運營業務委託業務委託契約書(写)及び平成 24 年度天城ミュージアム広報業務委託業務委託契約書）を確認済みであることから、検査実施時には当局側が内容を確認していることが認められた。

ここで、請求人のいう入場料、物販収入の欠落等、著しく不備な報告書ではないものと判断する。なお、平成 24 年度天城ミュージアム業務委託見積書、平成 24 年度天城ミュージアム業務委託決算明細書がフィガロから観光協会に提出され、尚且つ、平成 25 年度天城会館収支予算書及び 25 年度事業収支計画が観光協会から伊豆市に提出されている事実から判断し、正当な手続きの下で報告がなされていると判断する。

- (2) 請求人は、観光協会からフィガロへ事業委託した際の委託料決算の細目、金額が示されていないという事実がある。また、展示入場料収入はフィガロが収入していると思われるが、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に違反していると主張している。

一方当局は、平成 25 年 6 月 10 日に実施した観光協会への平成 24 年度指定管理料検査時に確認した平成 24 年度天城ミュージアム展示運營業務委託に係る決算明細書(写)を提出し、説明した。よって、請求人の主張する観光協会がフィガロに事業委託している業務の細目及び金額が示されていない事実はないものと判断する。また、当該指定管理は利用料金制を採用して

いるものではなく、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に違反するものではない。

ここで、請求人の主張する入場料は、指定管理でいう利用料金ではなく、観光協会とフィガロとの間で締結されている展示事業運営に係る入場料収入に当たり、既提出済みの平成 24 年度天城ミュージアム展示運営業務委託契約書(写)から確認することができることから、正当な手続きの下で処理がなされていると判断する。

- (3) 請求人は、平成 25 年 11 月 14 日、伊豆市長に対し「天城会館指定管理料の領収書等の関係書類、展示場の入場料及び物販収入の明細と展示委託先への金額と期間の明細」について公文書開示請求をしたが、「文書不存在のため非開示とする。」との回答があった。これは、市当局が天城ミュージアムの収支計算を把握せず、観光協会から請求されるままに調査・検証をせず指定管理料を全額前払いしていることになると主張している。

一方当局は、監査委員の「フィガロの決算書を徴取する義務は市にありますか。」との質疑に対して、「あくまでも市は観光協会との契約になります。従って、観光協会の検査に入った時に参考資料として（既提出済みのフィガロの決算書）確認しました。」また、「本日は住民監査請求ということで観光協会に許可を得て写しを提出しました。」との答弁がなされた。

そこで、市は観光協会との間で指定管理の契約を締結しているものであり、自主事業として観光協会と委託契約を締結しているフィガロの詳細資料を市に提出させる義務がないことを確認するとともに、フィガロの書類が公文書に当たらないと判断する。

なお、観光協会がフィガロとの間で締結している平成 24 年度天城ミュージアム展示運営業務委託契約書(写)及び、平成 24 年度天城ミュージアム広報業務委託契約書(写)並びに、それに付随する仕様書、変更契約書、変更理由書それぞれの写しが提出された。

- (4) 請求人は、積算表の F A X・コピー借上料及び有線放送聴取料とは何を指しているのか、また、一般管理費が掲載されていること、減価償却費の設定が不明であると主張している。

一方当局は、指定管理開始当初の平成 23 年度途中と平成 24 年度分の積算表は、掛かる経費を概算で算出したものであり、あくまでも決算を重視した運営に努めている。

そこで、平成 24 年度天城ミュージアム業務委託決算明細書を確認したところ、積算時に予定したが不要であるものについては記載されておらず、明確な決算処理がなされていることが確認できた。

- (5) 請求人は、上下水道料は市が支払っているのに、観光協会の支出に掲載することはおかしいと主張している。

一方当局は、天城会館の施設の一部を指定管理しており、相当分を共益費として支払っている。

そこで、提出された観光協会の平成 24 年度事業収支決算から確認することができた。

- (6) 監査人による提出された資料の検証

提出された平成 24 年度天城ミュージアム業務委託決算明細書と平成 24 年度天城会館業務委託料積算表及び、平成 25 年度天城会館事業収支計画（税込）全体経費の比較検討を行った。

## ○ 平成 24 年度天城会館業務委託料積算表について

収入の部	平成 24 年度実績数値比	
	展示運營業務委託料（観光協会より）	低い
	展示入場料収入	高い
	売店販売収入	低い
	その他収入	なし
	実績数値比	低く見積もられている。
支出の部	平成 24 年度実績数値比	
	維持管理費	高い
	展示料	低い
	支出合計はトータル比	低く見積もられている。

※ 展示運營業務委託料の算出は、(支出合計) マイナス (展示料収入) マイナス (売店販売収入) の計算式で算定されているものの、決算明細書の収支差はマイナスとなっている。

## ○ 平成 25 年度天城会館事業収支計画（税込）全体経費について

収入の部	平成 24 年度実績数値比	
	市委託料	低い
	展示入場料収入	高い
	売店販売収入	低い
	光熱費負担金	高い
	実績数値比	高く見積もられている。
	平成 24 年度実績数値比に近似して設定されている。	

## 支出の部

- ・ 経常支出の費用項目は、平成 24 年度天城ミュージアム業務委託決算明細書の費用項目と整合性を持った設定がされている。
- ・ 展示料金額は、実績数値比が低く見積もられている。
- ・ 管理費と事業費を含む支出合計は、実績数値比より低く見積もられている。
- ・ 市委託料は、平成 24 年度より 1,650 千円減少している。
- ・ 平成 24 年度は、実績数値では収支差マイナスとなったが、平成 25 年度は収支差プラスを予想している。よって、収入、支出ともに平成 24 年度の実績に近似して設定されており、数値には懸念はないと判断する。

## 2 結論

### (1) 請求について

請求人は、天城会館展示運營業務委託決算書が市へ提出されていないのは市長の明らかな監督不行き届きであり、この怠る事実の是正を求める。また、伊豆市長は観光協会に対し、指定管理料の交付の決定を取り消し、交付済みの指定管理料を返還させるよう求めている。と主張している。

本件指定管理は、伊豆市と観光協会との間で契約が締結されているものであり、観光協会が自主事業として実施している天城ミュージアム展示運營業務委託は、観光協会とフィガロとの間で契約が締結されているものである。

従って、伊豆市ではフィガロに報告書を要求する義務はなく、相手方も伊豆市へ報告書を提出する義務を負うものではない。しかし、観光協会への指定管理料の算出根拠のため、所定の時期（観光協会の総会后）に指定管理料の検査を実施しており、適正な処置が行われていることが確認できることから、請求人の請求にある「監督不行き届きであり、この怠る事実」には当たらないと判断する。

また、指定管理料の積算に当たっては、一般社団法人伊豆市観光協会事業収支決算及び天城ミュージアム展示運營業務委託に係る決算明細書並びに、指定管理料検査調書を精査の上、翌年度予算に反映させていると認められることから、積算時の概算要求を決算時に正確に表示していることが確認できる。

よって、指定管理料の交付の決定取り消し及び、交付済み指定管理料を返還する必要はないものと判断する。

### (2) 意見

今回の監査結果に基づき、関係人に対して次のとおり意見を述べる。

請求人は、伊豆市と観光協会の指定管理における手続において、特に観光協会がフィガロに事業委託している契約の不透明さを指摘している。

今回の監査に当たり、この点の透明性は実証されたが、今後、事業を進めるに当たっては、公表できうる範囲内で市民の疑問を払拭するような書面化に努め、市民との信頼関係を築き、事業が円滑に進むよう改善されたい。